

社会福祉法人米原市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型)

すべての職員が、職業生活と家庭生活の調和および仕事と子育ての両立を図り、その能力を遺憾なく発揮できるよう、雇用環境を整備するため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

2. 目標と対策

目標1；産前産後や育児休業、介護休業等各種制度の周知徹底を図るとともに、制度の利用に関する相談に対応する。

〔対策〕・職員研修の実施のほか法人内広報ツールを用いて職員への周知・啓発を行い、制度の利用や利用後の勤務等に関する相談に応じる。

実施予定日 R8. 4. 1

目標2；男女ともに育児がしやすい環境づくりに取り組み、男性の育児休業対象者が発生した場合の育児休業取得者を年間1名以上とする。

〔対策〕・育児関係の情報を整備・周知し、男性の育児休業や子の看護休暇の取得を促進するほか、子の看護休暇の時間単位での取得を引き続き可能とする。

実施予定日 R8. 4. 1

目標3；フルタイム職員一人当たりの月平均法定外労働時間が20時間以上となる職員をなくす（0人）とともに、職員間のバラつきを低減する。

〔対策〕・法定外労働の実態を把握し、法定外労働時間の削減や業務改善への働きかけを行うとともに、部署（事業所）ごとに「ノー残業デイ（週1日）」を設け実施を徹底する。

・業務に合わせた柔軟なシフト調整のほか、業務分担の見直しや業務の効率化を推進する。

実施予定日 R8. 4. 1

目標4；年次有給休暇の取得を促進する。全職員が、当該年度に各自に付与される日数の60%を超える日数の取得を目指す。

〔対策〕・各部署・事業所において、全職員が取得できるよう勤務環境の整備に取り組むとともに、管理職会議で定期的に取得状況を把握し取得に向けて働きかけを行う。

実施予定日 R8. 4. 1